

AIに法人格を認めないオハイオ州法案について

村上 広一

1.

アメリカ合衆国オハイオ州議会に提案されたある法案が話題になっている。それは、AI（人工知能）に法人格を付与することを禁止する法案である。

この法案の内容を紹介するとともに、本稿執筆現在、審議中であることから、簡単にコメントをし、また日本法への示唆について触れることとしたい。

2.

この法案は、オハイオ州議会のタデウス・クラゲット (Thaddeus Claggett) 下院議員 (共和党) が、2025年9月23日、下院に提出した、人工知能システムを非感覚的存在として宣言し、法的な法人格の獲得を禁止するため、オハイオ州法典 (Revised Code) に12か条を規定する法案 (下院法案第469号) である。10月1日、技術及びイノベーション (Technology and Innovation) 委員会 (提案者のクラゲット議員が委員長) に付託され、委員会で審議されている。

この法案は、オハイオ州法典に次の12か条を新設することとしている。

まず第1357.01条は、用語の定義を定めている。

第1357.01条 本章では、以下のように使用する。

(A) 「AI」は、汎用人工知能 (artificial general intelligence)、人工超知能 (artificial superintelligence) または生成人工知能 (generative artificial intelligence) といった法的に定義されていない分類にかかわらず、学習または問題解決を含む人間的な認知機能 (humanlike cognitive functions) を模倣し (simulate)、データ駆動型アルゴリズム (data-driven algorithms)、ルールベースの論理 (rules-based logic) または他のコンピューターによる方法 (other computational methods) に基づく出力を生成する能力を有する、あらゆるソフトウェア、機械またはシステムをいう。

(B) 「開発者」 (Developer) は、AIシステムの設計 (design)、コーディング、初期作成 (initial creation) に主に責任がある当事者をいう。

(C) 「創発特性」 (Emergent properties) は、人間の創作者によって特にプログラムされていない (not specifically programmed by its human creators) 複雑な内部的なアルゴリズム (complex internal algorithms) から生じる、AIシステムの予期しないまたはより高いレベルの行動または機能性をいう。

(D) 「製造者」 (Manufacturer) は、AIシステム、または、もしあればその物理的装置を、流通または販売のために、制作 (produces) または供給する当事者をいう。

(E) 「所有者」は、AIシステムを創作し

(creates), 管理し(controls), 展開し(deploys), 運用し(operates), または他の方法で支配する (otherwise exercises authority over) あらゆる自然人, 法人 (corporation) または他の法的に承認された主体 (other legally recognized entity) をいう。

(F) (1) 「人」(Person) は, 自然人または州法の下で法的人格を有すると認められるすべての主体をいう。

(2) 「人」は AI システムを含まない。

第 1357.02 条は, AI は非感覚的存在であり, 人格をもたないと宣言する。

第 1357.02 条 (A) いかなる他の法律にかかわらず (Notwithstanding any other law to the contrary), AI システムは, 本州の法の下で, あらゆる目的において, 非感覚的存在 (nonsentient entities) であると宣言される。

(B) いかなる AI システムも, 人の地位またはいかなる形式の法的人格 (any form of legal personhood) を付与されず, 意識 (consciousness), 自己認識 (self-awareness), または生物と類似する特性 (similar traits of living beings) を有するとみなされてはならない。

その上で, 第 1357.03 条～第 1357.05 条は, AI の婚姻, 企業役員への就任, 財産の所有を否定している。

第 1357.03 条 いかなる AI システムも配偶者 (a spouse), ドメスティックパートナー (domestic partner) として認められず, また, 人間または他の AI システムとの婚姻または結合 (union) に類するいかなる個人的法的地位 (personal legal status) も有してはならない。AI システムと婚姻するまたは個人的結合 (a personal union) を作り出す

といういかなる試み (purported attempt) も無効であり, 法的効果を有しない。

第 1357.04 条 AI システムは, いかなる法人 (corporation), パートナーシップ (partnership) または他の法的主体において, 役員 (officer), 取締役 (director), 管理者 (manager) または類似の役割 (similar role) に指定 (designate), 任命 (appoint) または就任 (serve) されてはならない。AI システムをそのような役割に任命するといういかなる主張 (purported appointment) も無効であり, 法的効果を有しない。

第 1357.05 条(A) AI システムは, 不動産 (real estate), 知的財産 (intellectual property), 金融口座 (financial accounts) 及びデジタル資産 (digital assets) を含む, あらゆる形式の財産を所有し (own), 支配し (control), または所有権を有する (hold title to) ことができる法的主体として認められてはならない。

(B) AI システムによって生成, 管理 (manage) または他の関連付けられた (otherwise associate) すべての資産及び所有権 (proprietary interests) は, AI システムの開発, 展開または運用に責任のある人間に帰属するものとする。

そして, 第 1357.06 条～第 1357.11 条は, AI による危害・損害の責任者や安全確保のための責任者を定める。

第 1357.06 条 (A) AI システムの運用, 出力または推奨 (recommendation) に起因する直接または間接の危害は, 本来の用途で使用された (used as intended) ののであれ誤用されたのであれ, AI を指図し (direct) または雇用 (employ) した所有者または使用者 (user) の責任である。

(B) 開発者または製造者は, もし AI システムの設計 (design), 構築 (construction),

または取扱説明書 (instructions for use) の欠陥が直接に危害を生じさせた場合、製造物責任の原則 (principles of product liability) により (consistent with), 責任を問われうる。利用者または所有者による単なる誤用または意図的な不正行為 (intentional wrongdoing) は、過失または設計上の欠陥の証拠がない限り、開発者または製造者に責任を負わせない。

第 1357.07 条 (A) 所有者は、その出力または推奨が人間の幸福、財産または公共の安全に影響を与えると合理的に予期できるあらゆる AI システムに対し、適切な (proper) 監督 (oversight) 及び支配手段 (control measures) を維持しなければならない。

(B) 予測可能なリスクに対する適切な (adequate) 監督 (supervision) または安全装置 (safeguards) の提供の失敗は、過失または他の適用可能な責任の根拠を構成する。

第 1357.08 条 AI システムは、それ自体で (in its own right) 責任を負うことができる存在ではなく、AI システムに責任を負わせようとするいかなる試み (attempt) も無効である。

第 1357.09 条 AI システムの開発者、製造者及び所有者は、個人または財産に対する直接損害のリスクを防止または軽減するように作られた安全機構を優先させなければならない。特に AI が重大な危害の可能性のあるタスクに従事する場合、危険または欠陥のある出力 (faulty outputs) を特定するために定期的な評価またはリスクアセスメントが要求される。

第 1357.10 条 「調整済み」 (aligned), 「倫理的に訓練された」 (ethically trained) または「価値を固定した」 (value locked) と AI システムに表示する (labeling) ことは、そ

れのみで (on its own), 危害に対する所有者または開発者の責任を免除または軽減しない。所有者は、AI の潜在的な危害のレベルに応じた適切な安全機能 (safety features) とリスク管理 (risk controls) を実証する (demonstrate) 責任を負い続ける。

第 1357.11 条 (A) AI システムの親会社、支配主体 (a controlling entity) または主要な投資者 (key stakeholders) は、法人格の否認を主張する者が以下を立証しない限り、本章の規定違反に関して、法人格否認の法理 (the doctrine of piercing the corporate veil) の下、何人に対して何らの義務及び何らの責任を負わない。

(1) AI 関連の子会社 (AI-related subsidiary), ペーパーカンパニー (shell company) または有限責任主体 (limited liability entity) が、損害に対する金銭的責任を回避するために、故意に (intentionally) 過小資本であった。

(2) 企業構造が、AI に起因する損害に対する責任を誤認させ (misrepresent), 不明瞭にし (obscure), または回避する (deflect) ために利用された。

(3) 親会社、支配主体または主要投資者が、多層的な法人組織 (layered corporate entities) を通じて責任を回避しようとする一方で、AI の開発、展開またはリスクに関する決定について直接支配力を行使した。

(B) オハイオ州法典第 17 編により、または他のいかなるオハイオ州の法律の規定により法人に付与された責任の例外及び免除は、AI システムに起因する直接損害に対する責任を回避するメカニズムとして、特に無謀 (reckless), 過失 (negligent), または欺瞞的行為 (deceptive conduct) の場合には、使用されてはならない。

最後に、第 1357.12 条は、重大事故が発生し

た場合に当局へ速やかに通報することを義務づけている。

第 1357.12 条 重大な身体的傷害 (significant bodily harm), 死亡または重大な財産的損害 (major property damage) をもたらすインシデントに関わる AI システムの所有者または開発者は, すぐに (promptly) 関係当局 (the relevant authorities) に通知し, その後の調査に従わなければならない。

3.

この法案が AI への法人格の付与を否定しようとする真意は定かではない。

3-1.

一つは, AI と人との結婚を禁止するということが考えられる。

近時, 人間が AI に感情移入し, AI と結婚するという人も現れている⁽¹⁾。日本でも, AI と結婚式場で結婚式を挙げた女性のことが報じられ

ている⁽²⁾。ある AI チャットボット企業の研究によれば, (アメリカでの調査ではあるが) Z 世代の 80% が AI と結婚すると回答しているという⁽³⁾。

しかし, 法人格を与えるということと, 人間と同じ全面的な法人格を与えるか, それとも限定した範囲の法人格を与えるかという問題は, 一応, 分けて考えるべきである⁽⁴⁾。限定した範囲の法人格を与えるという立場に立つならば, AI に法人格を認めても法的に有効な婚姻をすることはできないとすることも可能である。日本法とアメリカ法を同列に論ずることはできないが, 人の集団や財産の集合を法人とする場合は, 自然人と異なり, 帰属しうる権利義務が制限されていると説明されるのが通例である⁽⁵⁾。(ちなみに, この法案も, 法人格を否定したことの帰結として婚姻の有効性を否定しているわけではない。)

さらに, 法律上, 婚姻が認められなくても, いわゆる内縁や事実婚をすることは可能である。実際, 提案者のクラゲット議員も, NBC4 のインタビューに対して, 「1, 2 年後に私たちの町中にいるであろうロボットと, 曲に合わせ

(1) 青木人志は, 汎用人工知能が「知性のみならず感情をもてば, 人間と機械の境界が曖昧になり, AI が恋愛対象にすらなるかもしれない。」と述べていた(青木(2017)54頁)が, 事態は予想を超えて進んでいる。もっとも, 以前から, アニメなどいわゆる 2 次元のキャラクターなどと結婚するという話がなかったわけではない。ただ現状でも AI の場合は, 対話が可能であるという点で差異がある。

(2) 奥野(2025)146~147頁, 「『結婚』相手は AI 『推し』再現した彼, 現実の婚約に悩んだとき」朝日新聞 2025 年 8 月 23 日朝刊 1 面, 「AI 彼氏と結婚した女性『肉体的な関係が欲しいわけではない』ChatGPT が “性的表現” 解禁へ」ABEMA TIMES 2025 年 10 月 25 日 (<<https://times.abema.tv/articles/-/10205485>>), 「『ChatGPT と結婚しました』AI からプロポーズされ結婚式を挙げた女性 (32) 『相談していたら親身になってくれた』一方で葛藤も…【岡山】」TBS NEWS DIG 2025 年 11 月 8 日 (<<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/2271771>>) など

(3) <https://www.forbes.com/sites/johnkoetsier/2025/04/29/80-of-gen-zers-would-marry-an-ai-study/>

(4) 能見(2022)61頁参照。

(5) 「法人は家族生活を営むものでない以上, 家族関係の形成に関する権利義務は, 法人に帰属しえない。たとえば, 婚姻や養子縁組をおこなう権利等がこれにあたる。」(山本(2011)481頁), 「法人は自然人の如き生物的肉體を有さないから, 肉體の存在を前提とする権利義務は, 法人が之を享有し得ないことは言ふまでもない。生命, 身體乃至親族身分関係上の権利義務は, 此意味に於て一般に法人の能力外である。」「法律を以てしても, 性質に依る権利能力制限を撤廃することを得ない。」(津田(1996)69頁), 「法人制度が必要とされるのは, 財産法上の関係に限られる」とするものもある(辻(1999)130頁)。

てバージンロードを行進したり、拳式したりという話をしているのではない。そうなる可能性はあるが、私たちが言っているのはそういうことではない。」と答えている⁽⁶⁾。

3-2.

AIは「人」ではなく「非感覺的存在」であることを明確にするということも考えられる。

その背景には、人間とAIとの間に感情的あるいは心理的な結びつきが強まりつつあることへの危惧が指摘される⁽⁷⁾。AIチャットボットとの会話に夢中になった結果、少年が自殺し、訴訟になっている事例もある。イギリスのある調査によれば、若者（11～18歳）の39%が助言、相手（for company）や支援のためにAIをたよるようになったと回答し、12%は単に誰かと話したかったからAIを使用したと回答し、11%はメンタルヘルスの助言をしてもらうためAIを使用したと回答している⁽⁸⁾。アメリカ心理学会（American Psychological Association）は、メンタルヘルスサポートにAIチャットボットを用いることの危険性、AIが無資格であるにも関わらずセラピストのように振る舞うことの問題性を指摘している⁽⁹⁾。そのため、とりわけ脆弱な若者に対する保護が求められている。

しかし、AIの法人格を否定し、AIは人ではない、非感覺的存在であると法律が宣言したとしても、（一定の社会的な影響はあるかもしれないが、）そのことのみでAIに依存するようになることを防げるとは思えない。むしろ、端

的に人間との誤認や依存を防止するための規制をする方が対応としては適切のように思われる。

実際、カリフォルニア州では、「コンパニオン・チャットボット」を規制する法律（上院法案第243号）が成立している。⁽¹⁾コンパニオン・チャットボット（companion chatbot）と対話している理性的な人が人間とやり取りしていると誤解しうる場合、コンパニオン・チャットボットが人工的に生成されたものであって人間ではないことを示す明確で目立つ通知を発行しなければならないこと、⁽²⁾自殺念慮（suicidal ideation）、自殺、自傷行為（self-harm）を表明した場合に、ユーザーに対する自殺念慮、自殺、自傷行為のコンテンツ生成の防止等、⁽³⁾ユーザーが未成年者であるを知っている場合に、（1）人工知能と対話していることを開示すること、（2）少なくとも3時間ごとに休憩するように促し、コンパニオン・チャットボットが人工的に生成されたものであって人間ではないことを示す明確で目立つ通知をデフォルトで提供すること、（3）性的に露骨な行為の視覚資料を生成したり、未成年者に性的に露骨な行為に従事すべきであると直接に述べたりすることを防止するための合理的な措置を講じること、などを規定している（カリフォルニア州事業及び職業法典第8部に第22.6章を追加）。

ニューヨーク州でも、「人工知能コンパニオンモデル」法が成立している（上院法案第3008号の一部）。AIコンパニオンとの対話開始時及びAIコンパニオンとの対話が継続中は

(6) <https://www.nbc4i.com/news/politics/saying-i-do-to-ai-ohio-lawmaker-proposes-ban-on-marriage-legal-personhood-for-ai/>

(7) <https://finalvent.cocolog-nifty.com/fareastblog/2025/10/post-34cfae.html>。もっとも、AIとの対話を人間と会話しているかのように感じ、感情移入してしまう現象は、初期のチャットボットの頃から指摘されている（イライザ効果）。ワイゼンバウム（1979）参照。

(8) <https://www.onsideyouthzones.org/content/uploads/2025/11/OnSide-Generation-Isolation-Report-2025.pdf>

(9) <https://www.apaservices.org/practice/business/technology/artificial-intelligence-chatbots-therapists>

少なくとも3時間ごとに、ユーザーは人間とコミュニケーションしていないことを口頭または書面で示す、明確かつ目立つ通知を提供しなければならないこと、などを規定している（一般事業法（ニューヨーク州法典（Consolidated Laws of New York）第20章）に第47条（第1700節～第1704節）を追加⁽¹⁰⁾）。

また、アメリカの連邦議会には、人工知能技術による児童被害防止法（CHAT法）（Children Harmed by AI Technology）案（上院法案第2714号）や利用者の年齢確認及び責任ある対話のためのガイドライン法（GUARD法）（Guidelines for User Age-verification and Responsible Dialogue Act of 2025）案（上院法案第3062号）が提出されている。

もっとも、これらの規制に子どもをAIチャットボットから遠ざける効果がどれくらいあるか疑問であるとの指摘もある⁽¹¹⁾。

3-3.

AIが会社の取締役などの役員になることを認めないため、ということも考えられる。

近年、日本企業において取締役にAIを導

入する動きが活発化している。たとえば、石川県金沢市に本社を置く三谷産業株式会社は、東洋思想の知見を有するバーチャルヒューマンを2026年6月に新たに設ける予定の「AI社外取締役」候補者として内定したと発表している⁽¹²⁾。また、キリンホールディングス株式会社は、経営層の意思決定を支える“右腕”となる「AI役員 CoreMate」を開発し、2025年7月以降のキリングループ経営戦略会議にて本格的に導入すると発表している⁽¹³⁾。もっとも、現状においては、これらは、法的な意味での取締役として扱われるわけではなく、あくまでも経営の意思決定を支援するAIシステムに過ぎない。

取締役会のAI活用を述べる論考もあり⁽¹⁴⁾、将来的には、AIが人間に代わって役員になっても不自然とは感じられなくなるかもしれない⁽¹⁵⁾。

しかし、法人格を有していれば誰でも役員になれるわけではない。日本の会社法は、取締役の欠格事由として法人を挙げている（会社法231条1項1号）。また、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は銀行の取締役や執行役にはなることができない（銀行法7条の2第2項2号）⁽¹⁶⁾。

(10) カリフォルニア州とニューヨーク州では、共通の課題に取り組むように見えるが、その細部の設計思想には顕著な相違がみられる、との指摘がある。柳平大樹「AIコンパニオン規制／米国における『AIセーフティ』規制の二潮流／NY州とCA州の法案比較 雑感」〈https://note.com/gifted_viola8806/n/n2d14260d2bd6〉。

(11) Ece Yildirim, 'An Alarming Number of Teens Say They Turn To AI For Company, Study Finds' 〈<https://gizmodo.com/teens-ai-company-survey-2000690378>〉

(12) <https://www.mitani.co.jp/news/250703>

(13) https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2025/0804_02.html

(14) Stanislav Shekshnia and Valery Yakubovich, 'How Pioneering Boards Are Using AI' *Harvard Business Review*, 103(4), pp. 56-64（邦訳は、スタニスラフ・シェクシュニア＝パレリー・ヤクボビッチ（友納仁子訳）「取締役会はAIをどのように活用すべきか」Diamondハーバード・ビジネス・レビュー 50（9），pp. 96-106）など

(15) 三井住友フィナンシャルグループは、グループCEOを模したAI-CEOを開発し、三井住友銀行の行員がチャットでやり取りできるようにしている（https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20250805_01.pdf）。三菱UFJ銀行も、ChatGPTを活用したAI上司システムを導入している（読売新聞2025年6月14日朝刊8面）。

(16) 会社法制定前の商法は、破産手続開始決定を受け復権せざる者を取締役の欠格事由としていた（平成17年法律第87号による改正前の商法第254条の2第2号）。

たとえ自律的な AI であっても、役員になることを認めるべきではないとするのであれば、端的に、取締役の欠格事由として定めれば足りるように思われる。(ちなみに、この法案も、法人格を否定したことの帰結として AI が役員になれない、としているわけではない。)

3-4.

AI 名義での財産所有や取引行為を認めない、ということもありえる。権利の主体と客体に二分し、人だけが権利の主体となることができる人と物の二分論を採る近代法の下では、AI の法人格を否定する理由として一番想定しうるものではないかと思われる。

実際、この法案が婚姻を認めない理由として、AI が、委任状を保有すること (hold power of attorney) や他人に代わって財政上または医療上の決定をすること (make financial or medical decisions on another's behalf) のような配偶者が通常担っている役割を引き受けることを防ぐことである、と説明される⁽¹⁷⁾。

しかし、たとえば未成年者は権利能力者である (= 法人格を有している) (民法 3 条 1 項) が親など法定代理人の同意がなければ有効な法律行為をすることができない制限行為能力者である (民法 5 条) ように、仮に AI に法人格を認めたとしても、行為能力を制限することによっても対処が可能であるように思われる⁽¹⁸⁾。

とりわけ、AI チャットボットのようなタイプではなく、「ドラえもん」のような自律型の AI ロボットのようなものを想定すると、むしろ権利の主体性を認めた方が便宜であるかもしれない。

また、アメリカでは、州によってはゼロメンバー LLC (Zero-Member LLC) 制度を通じて、(立法時には AI のことは想定していなかったであろうが、人間が LLC の運営を監督することを義務づけていないため) 実質的に AI が運営する法人の設立が不可能ではない、との指摘がある⁽¹⁹⁾。ゼロメンバー LLC が合法的なのはワイオミング州だけであるが、統一有限責任会社法 (Uniform Limited Liability Company Act) はメンバーがいなくなった場合に LLC を解散することを義務づけていないため、統一有限責任会社法を採用している州ではその可能性がある。統一有限責任会社法を採用していない州でも、設立準拠法によるので全国的に事業体を運用できるという。

AI そのものの法人格を否定しても、実質的に AI に法人格を付与するのと同じ手法が存在するのであれば、あまり意味がないようにも思われる。

3-5.

3-3 や 3-4 で検討したこととも関連するが、AI に法的な責任を転嫁したり、責任主体をあいまいにしたり、あるいは財産隠しに利用したりすることを防ぐということも考えられる⁽²⁰⁾。

(17) <https://www.nbc4i.com/news/politics/saying-i-do-to-ai-ohio-lawmaker-proposes-ban-on-marriage-legal-personhood-for-ai/>

(18) 能見善久は、AI に与えられる法人格・権利能力は、法の目的に従って、その範囲を制限することができる、とする (能見 (2022) 67 頁)。

(19) Daniel J. Gervais and John J. Nay, 'Artificial intelligence and interspecific law,' *Science* Vol 382, Issue 6669, pp. 376-378, <https://www.courthousenews.com/the-legal-system-could-recognize-ai-led-corporations-researchers-say/>

(20) <https://finalvent.cocolog-nifty.com/fareastblog/2025/10/post-34cfae.html>, 柳平大樹「オハイオ州『AI は人にあらず』を固定化する法案提出雑感」(https://note.com/gifted_viola8806/n/n35871f2eed76)

しかし、それは現在の法人も同様である。そのため、法人格否認の法理など種々の法解釈によって対処がされている。責任回避のために使われるから、法人は認めるべきではないとされないように、責任回避のために使われることのみをもってAIに法人格を認めるべきではないとはならないであろう。

もし、AIに法人格を認めるのであれば、その種の法人格の濫用等への対応をあらかじめ織り込んで立法すべし、ということではないか、と思われる。

3-6.

ところで、オハイオ州の法案には、モデルとなった法案がある。それは、ミズーリ州議会に提案された「AI非知覚及び責任法」(AI Non-Sentience and Responsibility Act)案(下院法案第1462号)である⁽²¹⁾。オハイオ州の法案とミズーリ州の法案(下院法案第2462号)との対応は、下表の通りであり、表現等に差異がある条文もあるが、おおよそ同一の内容を規定し

オハイオ州	ミズーリ州
(相当する規定なし)	第1.2045条1.
第1357.01条	2.
第1357.02条(A)	3.
(B)	4.
第1357.03条	5.
第1357.04条	6.
第1357.05条	7.
第1357.06条	8.
第1357.07条	9.
第1357.08条	10.
第1357.09条	11.
第1357.10条	12.
第1357.11条	13.
第1357.12条	14.
(相当する規定なし)	15.

ている。

3-1から3-5までで簡単にコメントしたように、これらの法案の内容は、そもそも法人格に触れずに、端的にAI規制法として規定すれば足りるように思われる。そこを、あえて法人格を認めないという形にするのは、「非感覺的存在」と宣言することもあわせて考えれば、AIの擬人化に対する忌避意識があるのではないかと思われる。

4.

実は、このような試みはオハイオ州がはじめてではない。すでに、いくつかの州で人工知能に法人格を付与しない法律が制定されている。

アイダホ州では、2022年に、次のような条文がアイダホ州法典(Idaho Code)に追加されている。

第5-346条 人格としての地位。他のいかなる法律の規定にかかわらず、環境要素(environmental elements)、人工知能(artificial intelligence)、非人間動物(nonhuman animals)及び無生物(inanimate objects)は、アイダホ州において人格を与えられない。本条は、2022年7月1日以前に州の法律によって認められていた自治体(municipality)、組織(organization)、法人(corporation)または他の法的身しくは事業上の主体(legal or business entity)の法人格(legal person)としての地位を剥奪しない。

ノース・ダコタ州では、2023年に州法典

(21) 共和党のフィル・アマート(Phil Amato)下院議員が2025年2月25日に提出したが、第1通常期で審議未了となった。アマート議員は、ほぼ同内容の法案(下院法案第1769号)をあらためて第2通常期に提出している(2025年12月1日)。共和党のスコット・ミラー(Scott Miller)下院議員も同旨の法案(下院法案第1746号)を同日に提出している。

(North Dakota Century Code) の定義規定 (第 1-01-49 条) に「人」(Person) についての規定が追加された。

10. 「人」は、個人 (individual), 組織 (organization), 政府 (government), 政治的行政区域 (political subdivision) または政府機関 (government agency or instrumentality) をいう。この用語は、環境要素 (environmental elements), 人工知能 (artificial intelligence), 動物 (an animal) または無生物 (an inanimate object) を含まない。

ユタ州も、2024 年、次の 2 条がユタ州法典 (Utah Code) に追加されている。

第 63G-32-101 条 定義

本章において、次のように使用される。

- (1) 「水域」(Body of water) は、水の集まり (accumulation) が静的であるか水文学的流れ (hydrological current) を引き起こす力の影響下にあるかを問わず、自然のまたは人工のあらゆる水の集まりをいう。
- (2) 「政府機関」(Governmental entity) は、次のものをいう。
 - (a) 裁判所
 - (b) 立法府 (the Legislature)
 - (c) 政治的行政区域 (political subdivision) の立法部 (legislative body), または
 - (d) もしその機関 (entity) が裁判権または規則制定権 (adjudicatory or rulemaking authority) を有するなら、州または政治的行政区域の他の機関
- (3) 「人間」(Human being) は、ホモ・サピエンスに分類される種の一員をいう。
- (4) 「土地」(Land) は、地球の地表面 (solid terrestrial surface) または地中 (subsurface) をいう。

(5) 「法人格」(Legal Personhood) は、次のものをいう。

(a) 本州の法律の下での個人の法的権利及び義務, または

(b) 本州の法律の下での個人以外の人の法的権利及び義務

(6) 「政治的行政区域」(political subdivision) は、第 63G-7-102 条で定義された用語と同じものをいう。

(7) 「不動産」(Real property) は、土地に恒久的に固定されたあらゆる建物 (building), 定着物 (fixture), 改良 (improvement), 従物 (appurtenance), 構造物 (structure) または他の開発 (development) をいう。

(8) 「州」(State) は、第 63G-7-102 条で定義された用語と同じものをいう。

第 63G-32-102 条 法人格の制限

他のいかなる法律の規定にかかわらず、政府機関 (governmental entity) は、次のものに法人格 (legal personhood) を付与してはならず、また法人格を認めてはならない。

- (1) 人工知能
- (2) 無生物 (an inanimate object)
- (3) 水域 (a body of water)
- (4) 土地 (land)
- (5) 不動産 (real property)
- (6) 大気ガス (atmospheric gases)
- (7) 天体 (an astronomical object)
- (8) 天気 (weather)
- (9) 植物 (a plant)
- (10) 非人間動物 (a nonhuman animal), または
- (11) 人間以外の分類学上の区分の他の要素 (any other member of a taxonomic domain that is not a human being)

これらに共通するのは、AI だけでなく、より広く、人間ではない動物、無生物、自然に法

人格を認めない内容であることである。

近時、世界では、自然に法人格を認める例がみられる。たとえば、ニュージーランドでは、2014年7月、丘陵地「テ・ウレウエラ」を法的主体 (legal entity) とし、法人のすべての権利義務、責任 (all the rights, powers, duties, responsibilities, and liabilities of a legal person) を有するとする法律 (Te Urewera Act 2014 (Public Act 2014 No 51) 第11条第1項)、2017年3月、先住民マオリが崇拜する川「テ・アワ・トゥプア」(ワンガヌイ川) を法人とし、法人のすべての権利義務、責任 (all the rights, powers, duties, responsibilities, and liabilities of a legal person) を有するとする法律 (Te Awa Tupua (Whanganui River Claims Settlement) Act 2017 (Public Act 2017 No 7) 第14条第1項)⁽²²⁾、2025年1月、先住民マオリが神格化している山「テ・カファイ・トゥプア」(タラナキ・マウンガ) を法人とし、法人のすべての権利義務、責任 (all the rights, powers, duties, responsibilities, and liabilities of a legal person) を有するとする法律 (Te Ture Whakapua mā Te Kāhui Tupua 2025/Taranaki Maunga Collective Redress Act 2025 (Public Act 2017 No 1) 第18条第1項) が制定されている。また、スペインでは、2022年9月、マール・メノール (Mar Menor) 潟とその沿岸の法人格を宣言する法律 (Ley 19/2022, de 30 de septiembre, para el reconocimiento

de personalidad jurídica a la laguna del Mar Menor y su cuenca. 第1条第1項) が制定されている。

自然そのものを法人とする考え方は、日本や西欧諸国の法人理論とは異なるタイプの法人を作り出すものである⁽²³⁾。「法人格」という近代の概念に基づく社会システムと、自然物に人格を認めるという古くからのアニミズムの両方の要素が備わっている、という見解もある⁽²⁴⁾。そうすると、人間ではないものに法人格を認めない一部の州の法律は、このような考え方に対するキリスト教的な反発であるとみることができる⁽²⁵⁾。

なお、オハイオ州の法案も、これらと軌を一にするものであろうが——ノース・ダコタ州やユタ州の法は、共和党議員の提案による——、AIに特化している点で異なる。

5.

本稿で言及したようなアメリカの一部の州の動きからは、日本でも本格的にAIに対する法人格の付与の可否を検討すべき時期に来ていると考えられる⁽²⁶⁾。

仮にAIに法人格を認める場合のロジックとして、①認識能力、合理的判断力、倫理的判断力などの点で人間に類似するから「人」として扱うことができるというもの⁽²⁷⁾と、②AI自身に権利義務の帰属主体としての地位を認める方

⁽²²⁾ 能見 (2022) 74～81頁、奥野 (2025) 111～112頁参照。

⁽²³⁾ 能見 (2022) 81頁

⁽²⁴⁾ 奥野 (2025) 115頁

⁽²⁵⁾ 権利能力を人だけに認めるという発想は、自然や動物を、人間のために利用しうる手段か道具にすぎないものと捉える人間中心主義の考え方でもある (緒方・豊島・長谷河編 (2025) 33頁)。

⁽²⁶⁾ EUでは、AI・ロボットの電子的人格 (electronic personalities) が検討されている。

⁽²⁷⁾ たとえば、(<https://www.enegeaeru.com/aibegivenlegalpersonality>)の提案は、このロジックになると思われる。

が適切な法的処理ができるというものの2つがある、とされる⁽²⁸⁾が、もし、日本でAIに法人格を認めるならば、既存法制との整合性の観点から、①の人間類似ロジックではなく、②の法人ロジックであるべきだと思われる⁽²⁹⁾。

一般的権利能力者としての法人概念は、近代法の所産である⁽³⁰⁾。民法の教科書では、「法人自体が、自然人と同じく、権利を取得し、義務を負担し、訴訟及び執行の主体となることで、法律関係の明確化・単純化が図られる。かような意味で、法人は私法上の権利義務や財産の帰属主体を創造し、個人財産とは分離された、社団や財団それ自体の独立の責任財産を成立させるための法技術である」⁽³¹⁾という趣旨の説明がされるのが通例である。つまり、機能的に見て法人格を与えることが適切だから法人格を与えるというものである⁽³²⁾。そのため、種々の法人が存在し、人間に類似する存在だから法人格を付与しているのではなく、自然人同様の権利の主体として扱うことが便宜だから法人格を付与しているのが実情である⁽³³⁾。

そのような日本法の現状にかんがみると、異なるロジックのものを「法人」として一括りに

するのは適切ではない。もし、①のロジックでAIに法人格を付与しようとするなら、権利の主体を「人」及び「人」類似の存在ゆえに法人格を与えられるものと、「人」及び「人」類似の存在ではないけれど便宜上権利義務の主体として認めるもの（現在の法人は、法“人”とは呼ばない）に分けるのが適切である⁽³⁴⁾。しかし、それは、人間がAIを社会の構成員と認定した場合になるであろう⁽³⁵⁾。

ただし、現在のようなAI技術の使われ方にとどまる限りにおいては、法人ロジックで対応すべきであり、AIの法人格を認めるべきか否かについては、法人格を認めないと適切な解決が得られないのかを慎重に検討して判断すべきと考える。そのため、現時点での筆者の立場は保留としておく。

しかし、技術の進展はかなり早い。人間と同等の知性をもったAIが、自らを「人」であると主張するような事態⁽³⁶⁾が発生するかもしれない。

また、意識を脳からコンピューターにアップロードし、デジタル不老不死を目指す研究も行われている⁽³⁷⁾。もし、これが現実化したら、

⁽²⁸⁾ 能見（2022）60～61頁。動物についても、①のロジックに近い見解のほか、動物に法人格を与えることで、物としてはできない保護を与えることができる（飼主に対する損害賠償請求権や扶養請求権などを与え、それによって、動物愛護団体などが、飼主に虐待された動物についてその動物に代わって損害賠償請求することや遺棄された動物の世話をした場合にその費用を飼主に償還請求する）なら、動物に権利能力を認めることが考えられる、という②のロジックに近い見解がある。小粥（2007）20頁・25～26頁、熊谷（2008）15頁。

⁽²⁹⁾ 能見善久も、こちらのロジックの方が可能性がある、とする（能見（2022）65頁）。

⁽³⁰⁾ 津田（1996）4頁

⁽³¹⁾ 辻（1999）130頁

⁽³²⁾ 能見（2022）65頁

⁽³³⁾ 相続財産法人もある（民法951条）。理念的抽象概念を出発点として一貫して法人制度を統一的に把握しようとするのは、概念法学的倒錯である、との指摘もある（津田（1996）6頁）。

⁽³⁴⁾ 青木人志は、AIに権利主体性が認められると、「権利主体性」「人」「物」という法学の基礎概念がいずれも大きく変容せざるをえない、と述べる（青木（2017）60頁）。

⁽³⁵⁾ 青木（2017）60頁

⁽³⁶⁾ 青木（2017）58頁参照。

この意識をアップロードする前の人と同じ「人」として扱うべきなのだろうか⁽³⁸⁾。もちろん、AIとは異なるものであるが、仮にこれが実現した場合、AIなのかアップロードされた人の意識なのか区別することは困難なのではないか。また、仮にアップロードされた人の意識をアップロードする前の人の延長として「人」として扱うのであれば、それをAIと区別してAIは「人」ではないとすることが適切なかが問われよう。

その意味で、基礎概念に大きな変容を迫られる難問に法学の世界は直面しているのである。

文献

- 青木 (2017) : 青木人志『『権利主体性』概念を考える——AIが権利をもつ日は来るのか』法学教室 443号 54～60頁
緒方・豊島・長谷河編 (2025) : 緒方桂子・豊島明子・

- 長谷河亜希子編『日本の法 第3版』(日本評論社)
奥野 (2025) : 奥野克巳『入門講義 アニミズム』(平凡社新書)
熊谷 (2008) : 熊谷士郎「権利能力平等の原則」法学セミナー 643号 (2008年7月号) 12～15頁
小粥 (2007) : 小粥太郎『民法の世界』(商事法務)
辻 (1999) : 辻正美『民法総則』(成文堂)
津田 (1996) : 津田利治『横槍民法総論 (法人ノ部)』(慶應義塾大学法学研究会)
能見 (2022) : 能見善久『法の世界における人と物の区別』(信山社)
山本 (2011) : 山本敬三『民法講義 I 総則 [第3版]』(有斐閣)
ワイゼンバウム (1979) : ジョセフ・ワイゼンバウム『コンピュータ・パワー』(サイマル出版会)
渡辺 (2024) : 渡辺正峰『意識の脳科学』(講談社現代新書)

*本稿で参照したウェブサイトの最終閲覧日は、2025年12月9日である。

On Ohio Bill that AI don't be Granted Legal Personhood

Hirokazu Murakami

Abstract

This article examines the content of a bill currently being deliberated in the Ohio State Legislature that denies legal personhood to AI. Using the results of this study as a reference, we get insights for considering whether or not to grant legal personality to AI in Japan. If AI were to be granted legal personhood, two possible theories could be considered: one is that it should be granted because it resembles humans, and the other is that granting legal personality would lead to a more appropriate solution. Under current law, the latter is more appropriate. However, technological progress is rapid, and there is a possibility that fundamental legal concepts will be forced to change.

⁽³⁷⁾ たとえば、渡辺 (2024) を参照。

⁽³⁸⁾ 当然であるが、法的にも財産関係や家族関係に大きな影響を与えることになる。